

補助対象経費

費目	内訳等
会場使用料	開催のために場所を借り上げる費用(補助対象団体の構成員の自宅又は団体が所有し、他の事業に使用する事務所等を利用する場合を除く。)に限る。
需用費	(1) 消耗品等 事業で利用するものに限る。 例:調理器具、食器類、キッチン雑貨、衛生用品等で、事業実施に必要最小限なもの (2) 印刷費 広告宣伝のためのチラシ等を印刷する費用 (3) 食糧費(食材費) 事業に利用する場合に限る。
保険料	利用者や運営スタッフの事業に係るけがや賠償責任の補償を行う保険の保険料
郵送料	チラシ等郵送費、開催案内郵送費など事業に要した通信費
受講料	事業における食品衛生上の責任者となるための、食品衛生責任者養成講習会の受講費や活動を充実させるための研修を受講する場合の受講料
報償費	外部の講師を招いて研修を行う場合の謝礼又はボランティアへの謝礼(交通費を含む。)
検査料	検便等、事業の開催のために直接必要となる検査手数料

備考 以下の経費は、補助対象外とする。

・補助団体の経常的な活動に要する経費

例)事務所の家賃、スタッフの人件費及び交通費、会食代、事務用品、備品(電子機器等を含む。)等

・謝礼金

例)補助対象団体の構成員及びスタッフへの謝礼

・工事代金等

例)建物改修費、水道工事費等

・その他市長が不相当と認める経費